

(参議院比例代表選挙一名簿届出政党等用)

# 選挙事務所設置届

令和 年 月 日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙事務所を設置しましたので、公職選挙法第130条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|          |          |
|----------|----------|
| 1. 所在地   |          |
| 2. 建物名称  |          |
| 3. 電話番号  |          |
| 4. 設置年月日 | 令和 年 月 日 |

令和 年 月 日

参議院名簿届出政党等の名称

本部の所在地

代表者氏名

殿

- 備考1 この届出は、中央選挙管理会委員長、選挙事務所所在地の都道府県選挙管理委員会委員長及び選挙事務所所在地の市町村（指定都市の場合は区）又は特別区の選挙管理委員会委員長に対してそれぞれ行うこと。
- 2 参議院名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、参議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。